

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	〇 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件二件	五九
	〇 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件四件	五九
	〇 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をしない旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	五九
	〇 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件	五九
	〇 道路の区域を変更する件二件	五三
	〇 道路の供用を開始する件二件	五三
○ 公告	〇 一般競争入札を行う件	五四
	〇 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五五
	〇 県営土地改良事業の工事が完了した件	五五
	福島県教育委員会教育長	
	〇 落札者を決定した件	五五

告 示

福島県告示第六百八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和二年十月十六日

一 指定する区域

双葉郡大熊町夫沢字東台四百八十六番の一部で次の図に示す区域

福島県知事 内堀雅雄

二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第六百八十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する区域
双葉郡大熊町夫沢字東台五百番一及び同町小入野字東平百三十一番四の各一部で次の図に示す区域

二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字小沼崎字枝沢乙一六〇一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町中ノ井字大久保山乙六八〇の四
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町中ノ井字前沢入山甲六二三の二、甲六二三の八
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町塩ノ原字日蔭一八五四、一八五五の一、一八五五の二、一八五六から一八五八まで
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の第二項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

星ユリ子

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和二年福島県告示第六百二十二号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第六百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

久家広明 久家春太郎 久家藤三郎 久家長次 久家博光 久家利夫 久家利夫
久家利夫 弓田佐代喜 弓田徳英 弓田林次郎 金子米太 上野克彦 石山雄一 株式会社トーマン

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和二年農林水産省告示第千五百七十五号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

安斎茂三郎 君島升伍 城戸翠 川島秀馬 川島與作

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和二年農林水産省告示第千五百七十六号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

五十嵐教道 荒川四郎 若林一 宗像五郎 宗像三男 宗像勝男 星彦惣 大満美
好 白岩與重 富田禎次 富田勝 富田昌志 富田禎次 天野和宏 荒川栄進

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和二年農林水産省告示第千五百七十七号)による

こと。

(森林保全課)

福島県告示第六百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

田崎卯一 田崎四平 渡部政美

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和二年農林水産省告示第五百七十九号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和二年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 湖南線	郡山市大槻町字上町四 〇番地先から 同 市大槻町字鷺田七 二番地先まで	変更前 七・五〇 一九・五	七・五〇 一九・五	五二〇・〇
		変更後 七・五〇 三二・五		五三二・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 浪江線	相馬市坪田字台前三六 番一地从り 同 市坪田字前林七一 番二地先まで	変更前 A 一〇〇・〇 四五・〇	A 一〇〇・〇 四五・〇	九〇五・〇
	相馬市坪田字台前三六 番一地从り 同 市坪田字前林七一 番一地从り 同 市坪田字平林一二 七番一地从り	変更後 B 八〇・〇 二二・〇	B 八〇・〇 二二・〇	一一八・〇
	相馬市坪田字台前三六 番一地从り 同 市坪田字前林七一 番二地先まで	変更後 A 一〇〇・〇 四二・〇	A 一〇〇・〇 四二・〇	九〇五・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道本宮	本宮市本宮字九縄二〇	変更前 一一・〇〇	一一・〇〇	九七・九

停車場線	番一地从先から 同 市本宮字中條二二番地先まで	変更後	一八・三 一九・〇 二五・七	九七・九
------	----------------------------	-----	----------------------	------

(道路計画課)

福島県告示第六百九十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和二年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道芦ノ口大槻線	郡山市大槻町字桜木六番一地从先から 同 市大槻町字上町一〇番一地从先まで	変更前 七・五 一〇・〇 変更後 一〇・〇 三一・五	二四〇・〇	一三三・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百九十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和二年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四〇一号	大沼郡会津美里町松坂字博士沢丁六二五番五〇地先から 同 郡同 町松坂字博士沢丁六二七番一地从先まで	令和二年一〇月一六日

福島県告示第六百九十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道相馬浪江線	相馬市坪田字台前三六番一地从先から 同 市坪田字前林七一番二地从先まで	令和二年一〇月一六日

(道路計画課)

公 告

公告第220号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センター電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年10月16日

福島県環境創造センター所長 渡辺良夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県環境創造センター電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和3年3月1日から令和4年2月28日まで
- (4) 供給場所 福島県環境創造センター（福島県田村郡三春町字深作10番2号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電力事業者として登録を受けている者であり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (5) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年11月16日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-7700 福島県田村郡三春町字深作10番2号

福島県環境創造センター総務企画部総務課

電話0247-61-6111

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年11月16日（月）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和2年10月16日（金）から同年12月3日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月3日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年11月2日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和2年12月4日（金）午後1時30分
- (2) 場所 福島県環境創造センター（福島県田村郡三春町字深作10番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年12月3日（木）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、見積もった金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県環境創造センター所長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 4 December 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 3 December 2020
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Administration and Planning Department, Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation, 10-2 Fukasaku, Miharu Town, Tamara County, Fukushima 963-7700 Japan TEL 0247-61-6111

(環境共生課)

公告第二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

雄国山麓土地改良区

退任した役員

氏名

役別

住所

理事 小椋 敏一 耶麻郡北塩原村大字松原字早稲沢五二七番地の五

（農村計画課）

公告第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三條の三第三項の規定により、駒形第二地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業業）の工事は令和二年七月二十七日完了したので公告する。

令和二年十月十六日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県教育委員会教育長

公告第12号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける伊達地区特別支援学校新築（建築）工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年10月16日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
伊達地区特別支援学校新築（建築）工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課施設財産室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
佐藤・安藤特定建設工事共同企業体 福島県福島市泉字清水内1番地
- 5 落札金額
2,358,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年6月12日

（財務課施設財産室）